

引き続き お知らせ

7月の市税ごよみ

20日 市県民税第1期分の督促状の発送

8月1日 固定資産税第2期分および国民健康保険税第1期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

固定資産税・市県民税
前納報奨金制度をご利用ください

固定資産税と市県民税は、年4回の納期に分けて納めますが、納期が到来していない分を一括して納めると、前納報奨金が交付されます。

■手続きの方法
すでに送付している各期の納付書で全期分を納めた後、市役所の税務担当窓口にある

「前納報奨金請求書」に必要な事項を記入して、同担当窓口へ提出してください。後日、市が前納報奨金を預金口座へ振り込みます。

■手続きに必要なもの

○前納報奨金を受けようとする税金の領収書

○印鑑

○振込先の預金口座が確認できるもの（通帳など）

■問合せ

○市庁舎本館納税課

○税務管理係（内線2282）

○東予総合支所税務課

納税係（内線121）

○丹原総合支所税務課

納税係（内線261）

○小松総合支所税務課

納税係（内線112）

森林環境税をご存じですか

森林環境税は、愛媛の森を県民みんなで守り育てていくため、平成17年度分の市県民税から導入されました。この税金は、森林環境の保全と、森林と共生する文化を創造するための事業に使われます。課税方法など詳しくは、愛媛県税務課（TEL089-912-2201）へお問い合わせください。

高齢者世帯の粗大ごみを戸別収集します

高齢であるため、収集日に粗大ごみを運び出すことが困難な世帯を対象に、粗大ごみの戸別収集に伺います。

■対象世帯

おおむね65歳以上の高齢者

だけで構成される世帯

■収集するもの

家具類（たんす、机、いす、食器棚）、布団、自転車、ストーブ、こたつ、掃除機など

■収集できないもの

家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）、パソコン、天日温水器、消火器、バッテリー、バイク、タイヤ、農機具など

■収集時期

8月下旬予定

■申込期間

7月1日（金）～7月22日（金）

■申込方法

電話、または直接担当窓口でお申し込みください。申し込みされた方には、事前に文書で収集日・収集業者などをお知らせします。

■申込先・問合せ

お住まいの区域（旧市町管内）で、申込先が異なります

きれいな川が豊かな心を映し出す
水質保全区域一斉清掃

7月3日（日）8時30分～10時

水質保全区域の河川一斉清掃を実施します。（小雨決行）
「水の都西条」にふさわしい、きれいな河川にするため、多くの皆さんの参加をお願いいたします。

■お願い 清掃用具は、できるだけ各自で準備してください。記念品を用意していますので、お持ち帰りください。

■問合せ 市庁舎別館 環境課 水・環境保全係（内線2444）

水質保全区域マップ



■水質保全区域（水系）

- ①新町川水系
- ②新川水系
- ③御舟川水系
- ④馬淵川・サラサラ川水系

検察審査会をご存じですか

交通事故、詐欺、傷害などの犯罪被害にあったが、検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけてくれない（不起訴処分）。

このようなとき、検察審査会は、不起訴処分の善しあしを審査します。不満をお持ちの方は、松山地方裁判所西条支部にある、西条検察審査会事務局（TEL0897-56-0685）へご相談ください。